

コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス

コーポレートガバナンス・コード（2021 年 6 月版）に基づき記載しております。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、透明性、公正性、効率性を高い次元で確保し、企業価値の最大化を図れるように企業統治を行うことであります。すなわち、株主を始めとする利害関係者の皆様に対して、投資判断に有用な情報を積極的に提供すること等により、会社経営に参加しやすい環境を整えることが最も重要と考えております。

当社におけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に対する、当社の取り組み状況や取り組み方針は、以下のとおりとなります。

■第 1 章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則 1 株主の権利・平等性の確保】 **Comply**

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、すべての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、ポジティブまたはネガティブであるかにかかわらず、速やかな情報開示を行っております。

【原則 1－1. 株主の権利の確保】 **Comply**

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、すべての株主に対して実質的な平等性を確保するため、積極的な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備などに努めております。

【補充原則 1－1① 株主総会議案の反対票の原因分析】 **Comply**

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認められるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応要否について検討を行うべきである。

当社は、株主総会における株主の意思を具体的に把握し、経営や株主との対話に反映させるため、株主総会後に全議案の賛成・反対要因の分析を行っております。議案の賛否結果については、臨時報告書等で開示しております。

【補充原則 1－1② 株主総会決議事項の取締役会への委任】 **Comply**

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、取締役、会計監査人の責任免除に関する決議、自己株式の取得に関する決議、中間配当に関する決議を、取締役会に一任しております。

当社の取締役会は、月 1 回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じた時は、臨時取締役会をその都度開催しており、機動的な意思決定を可能としております。また、社外取締役（監査等委員）2 名の選任により、監督機能を強化し、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しております。

【補充原則 1－1③ 少数株主の権利確保】 **Comply**

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、いずれの株主に対しても実質的な平等性の確保に努めております。

また、株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会における株主提案、取締役の違法行為の差止め及び株主代表訴訟の提起など会社法にて少数株主にも認められている権利について、株式取扱規則で権利行使の方法を定めるなどして、その権利行使を円滑に行えるように努めております。

【原則 1－2. 株主総会における権利行使】 **Comply**

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

株主総会は、当社における最高意思決定機関であり、株主との建設的な対話がなされ、かつ株主の意思が適切に反映されなければならない場と認識しております。

当社は、より多くの株主が株主総会に出席いただけるように開催日や開催場所等の設定を行う等、株主が議決権を行使しやすい環境を整えております。

【補足原則 1－2① 株主総会での権利行使における適格な情報提供】 **Comply**

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適格に提供すべきである。

当社は、株主の権利や利益に影響を及ぼす重要な株主総会議案が提案される場合は、その情報を迅速かつ適切に開示すべきと認識しております。

そのため、当社が株主に十分な検討期間が必要と判断する株主総会議案については、当社ホームページ及び東京証券取引所の TDnet 等を通じて、速やかに情報を開示しております。

【補充原則 1－2② 招集通知の早期発送、発送前のウェブサイト掲載】 **Comply**

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は、株主の皆さまが十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めております。また、招集通知発送日の数日前に、TDnet 及び当社のウェブサイトにより公表しております。

(株主総会招集通知：<https://www.ams-life.co.jp/ams/irdoc-3>)

【補充原則 1－2③ 株主総会関連の日程の適切な設定】 **Comply**

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社は、株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきであると認識しております。

そのため、当社は、決算期を 8 月にし、株主総会を 11 月に設定しております。

【補充原則 1－2④ 議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】 **Explain**

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

特に、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきである。

当社は、書面による議決権行使を採用しておりますが、株主から十分な議決権行使をいただいております。議決権電子行使プラットフォームの利用等を行っておりません。招集通知の英訳については、当社の株主における機関投資家及び海外投資家はごく少数であり、行っておりません。今後につきましては、議決権行使状況及び機関投資家、海外投資家の動向、株主の利便性も考慮し、必要と判断した場合は、その採用を進めてまいります。

【補充原則 1－2⑤ 実質株主の株主総会への出席に対する対応】 **Comply**

上場会社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社は、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会に出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。

但し、株主名簿上の株主を通じて、株主総会への出席の申し出があった場合、株主総会への入場と傍聴を認めることとしております。

今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドラインの検討・整備に努めてまいります。

【原則 1－3. 資本政策の基本的な方針】 **Comply**

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社は、毎期、継続的な成長を確保したうえで、収益性の向上を目標とし、収益性の指標として売上高経常利益率を用いております。

また、株主還元方針としては、安定的な利益還元を経営上の重要課題と認識しており、将来の事業展開や経営環境の変化に必要な内部留保を確保しつつ、業績の向上に応じて増配などを行う方針としております。

【原則 1－4. 政策保有株式】 **Comply**

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

当社は、政策保有株式として一切保有しておりません。

【補充原則 1－4① 政策保有株主からの株式売却等を妨げないこと】 **Comply**

上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

当社は、政策保有株式として一切保有しておりません。

【補充原則 1－4② 政策保有株主との間で会社や株主の利益を害する取引を行わないこと】 **Comply**

上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

当社は、政策保有株式として一切保有しておりません。

【原則 1－5. いわゆる買収防衛策】 **Comply**

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、株主の負託に応えるべく、当社グループ全体の持続的な成長と企業価値の向上を実現させることが最重要課題と認識しております。

そのため、当社としては、現状では買収防衛策の導入を予定しておりません。

【補充原則 1－5① 株式公開買付けを受けた場合の取締役会の説明責任】 **Comply**

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容

を含む)を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社株式が公開買付けに付された場合、会社の所有構造に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、当社取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示します。

また、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げません。

【原則 1－6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】 **Comply**

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO 等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

増資やMBO等の株主の利益に影響を及ぼす資本政策を行う際は、独立社外役員の意見に配慮しつつ検討を行い、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示します。また、必要に応じて、株主総会や決算説明会等での説明を行うなど、株主への十分な説明に努めます。

【原則 1－7. 関連当事者間の取引】 **Comply**

上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続きを定めてその枠組みを開示するとともに、その手続きを踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社は、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。承認した関連当事者間の取引については、有価証券報告書等で開示しております。

当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならないよう、取引の目的、条件、事業上の必要性、取引規模、各々が得る利益等を含む諸般の事情を総合考慮の上、判断しております。また、年度ごとに調査を実施し、監視を行っております。

■第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則 2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働】 **Comply**

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。経営理念“誰もが願うであろう「健康で長生きしたい」「美しくありたい」との思いに、予防医学と自然主義の観点から研究開発に取り組んでいます。健康食品と自然派化粧品を介して明るく健やかな、健康長寿社会の実現の為に貢献します”を実行することで、ステークホルダーの皆様から真に信頼される企業グループを

目指し、当社グループが一丸となって活動を進めております。

また、ステークホルダーとの協働を実現するため、当社の行動規範を定めるほか、代表取締役をはじめとする経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めております。

【原則 2－1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】 **Comply**

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社は、“誰もが願うであろう「健康で長生きしたい」「美しくありたい」との思いに、予防医学と自然主義の観点から研究開発に取り組んでいます。健康食品と自然派化粧品を介して明るく健やかな、健康長寿社会の実現の為に貢献します”を経営理念としており、当社ホームページや会社案内リーフレット等で開示しております。

(当社の経営理念：<https://www.ams-life.co.jp/ams/archives/company/philosophy>)

【原則 2－2. 会社の行動準則の策定・実践】 **Comply**

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改定の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社は、経営判断から日常の業務遂行に係る「社是」「経営指針」、日常のビジネス活動における指針・基準とする「行動規範」を定めております。これらを各事業所に掲示し、全役員・全社員が随時確認できる環境を整備しております。

【原則 2－2① 行動準則の遵守確認】 **Comply**

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社は、年度ごとに実施する全社員を対象とした人事考課アンケートにて、行動準則の遵守に関する項目を設け、その浸透度の確認を行っております。

【原則 2－3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】 **Comply**

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社は、CO2 排出削減の取り組みとして、2022 年 7 月に当社第 2 工場の屋上にソーラーパネルを設置いたしました。これにより、年間約 74,000Kwh を発電することになり、年間で約 34 t の CO2 削減につながります。製品パッケージの一部においては、サトウキビ由来のボトルやリサイクル PET のフィルムを採用し、バイオマスインクで印字しております。また、フードロス削減の取り組みとして、一部製品に、通常であれば捨ててしまう部位（残渣）を活用した原料を用いております。外国人の人材育成としては、日本語学校において言語教育、職場では技術提供を行っております。将来は、彼らが海外で事業を展開することにより、現地で雇用を促進する等、貢献したいと考えております。環境保全、地域社会への貢献としては、グループ会社が行う、三保松原の保全活動「三保松原 3 Rings プロジェクト」に参画し、毎週土曜日に、1 時間程度、三保松原の清掃活動を行っております。

【補充原則 2－3① サステナビリティを巡る課題に対する取り組み】 **Comply**

取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

当社は、CO2 排出削減の取り組みとして、2022 年 7 月に当社第 2 工場の屋上にソーラーパネルを設置いたしました。これにより、年間約 74,000Kwh を発電することになり、年間で約 34 t の CO2 削減につながります。製品パッケージの一部においては、サトウキビ由来のボトルやリサイクル PET のフィルムを採用し、バイオマスインクで印字しております。また、フードロス削減の取り組みとして、一部製品に、通常であれば捨ててしまう部位（残渣）を活用した原料を用いております。外国人の人材育成としては、日本語学校において言語教育、職場では技術提供を行っております。将来は、彼らが海外で事業を展開することにより、現地で雇用を促進する等、貢献したいと考えております。環境保全、地域社会への貢献としては、グループ会社が行う、三保松原の保全活動「三保松原 3 Rings プロジェクト」に参画し、毎週土曜日に、1 時間程度、三保松原の清掃活動を行っております。

【原則 2－4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】 **Comply**

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性に反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社は、従業員は当社の成長を支える重要な存在であるとの認識に立ち、「人を大切にする企業」を目指し、多様な人材が仕事と家庭を両立し、最大限の能力を発揮できる職場環境や企業風土の醸成に取り組んでおります。

女性従業員がいきいきと働き、かつ様々なフィールドで継続的に活躍できる職場環境づくりやワークライフバランス実現に向けた支援として、以下の 4 つの項目について積極的に推進しています。

- ① 女性の活躍推進の支援について、社内の意識改革を図ること
- ② 育児・介護等に関する両立支援制度の整備と社内通知
- ③ 女性従業員の職域拡大及び女性従業員の積極的な採用
- ④ 女性従業員のキャリア形成や就業継続等について相談できるシステムの構築

特に、育児と仕事の両立支援に関しては、短時間勤務の期間を法定以上に拡充しております。また、男性従業員の育児休業の促進を社内規程に明記する等、取得率の向上に努めております。従業員の子育てをサポートする企業として、2022 年 11 月に「くるみん認定」を取得いたしました。

これらにより、女性従業員をはじめ多様な人材が活躍できるための意識醸成と職場環境の構築に努めております。

【補充原則 2－4① 多様性の確保の目標数値、育成・環境整備の方針】 **Explain** **開示原則**

上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。

また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。

当社は、多様性の確保に向けた人材育成方針及び社内環境整備方針、具体的な目標数値を策定しておりませんが、中長期的な企業価値の向上に、多様性の確保・管理職への登用等は重要であると認識しております。

2025 年 8 月期において、当社の管理職に占める女性従業員の割合は 24.4%となっております。また、当社は事業の国際化を推進しており、外国人を積極的に採用するとともに幹部候補として育成に注力しております。

【原則 2－5. 内部通報】 **Comply**

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は、総務部内及び社外取締役で構成される監査等委員会に、内部通報窓口を設けております。

内部通報は、電話・FAX・郵便・電子メール等の様々な方法により通報できる体制を整えており、社内掲示板に通報窓口の案内文書を掲示し、社員へ周知しております。

また、内部通報があった場合は、総務部から関連部門へ調査・対応策の立案・実施の指示を行うとともに、通報者へ対応報告・是正確認を行っております。

加えて、取締役会から指名を受けた担当取締役が、内部通報体制の運用状況について確認を行うとともに、必要に応じて取締役会へ運用状況の報告を適宜行っております。

【補充原則 2－5① 経営陣から独立した内部通報窓口の設置】 **Comply**

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、社内の内部通報窓口に加え、社外取締役で構成される監査等委員会に内部通報窓口を設けております。

また、通報者が特定されないように調査を行うことや調査内容等に関する守秘義務、会社が通報者に対して解雇やその他いかなる不利益な取り扱いを行わないことを定め、通報者が保護されるよう体制を整備しております。

【原則 2－6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】 **Comply** **開示原則**

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運用面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

当社は、企業年金の積立金の運用を行っておりません。また、現時点においては、今後企業年金の積立金の運用を行う予定はございません。

■第 3 章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則 3 適切な情報開示と透明性の確保】 **Comply**

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取

り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的に対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。その考えを実践するため、法令や証券取引所規則に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報も含む）については、当社ホームページ等により積極的に開示を行っております。

（IR 情報：<https://www.ams-life.co.jp/ams/archives/news>）

【原則 3－1. 情報開示の充実】

Comply

開示原則

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コード（原案）の各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- （i）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- （ii）本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- （iii）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- （iv）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- （v）取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

- （i）当社は、“誰もが願うであろう「健康で長生きしたい」「美しくありたい」との思いに、予防医学と自然主義の観点から研究開発に取り組んでいます。健康食品と自然派化粧品を介して明るく健やかな、健康長寿社会の実現の為に貢献します”を経営理念としております。

この理念を具現化するため、経営戦略、経営計画を策定し、当社ホームページ、決算説明会資料等にて開示しております。

（経営理念：<https://www.ams-life.co.jp/ams/archives/company/philosophy>）

（決算説明資料：<https://www.ams-life.co.jp/ams/irdoc>）

- （ii）当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーにとって、企業価値を最大化すること、経営の効率性・透明性を向上させることをコーポレートガバナンスの基本方針としております。

このため、企業倫理と遵法を徹底すること、内部統制システムの整備・強化及び経営の客観性と迅速な意思決定を確保することを主な課題として取り組んでおります。

当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針につきましては、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等にて開示しております。

- （iii）当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、定時株主総会で決議された上限額の範囲内で決定しております。また、役員退職慰労金については、内規に基づき引当金を計上し、退任時の支払額、支払の時期及び支払方法については株主総会に付議しております。

各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額については、取締役会により一任された代表取締役会長

が、業績、各取締役の会社への貢献度等を総合的に勘案し決定しております。各監査等委員である取締役の報酬等の額については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬等の決定に関する方針につきましては、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等にて開示しております。

- (iv) 取締役の選任については、法定の要件を備え、人格ならびに識見ともに優れ、その職責を全うすることのできる者を要件とし、取締役会で候補者として決議し、株主総会に付議しております。

監査等委員である取締役については、前述に加え、独立性が確保できるか、公正不偏の態度を維持できるか、経営評価を行うことができるか等を勘案し、監査等委員としての適格性を慎重に検討し、監査等委員会の同意を得て、取締役会で候補者として決議し、株主総会に付議しております。

なお、取締役の解任については、法令や社内規程に基づき判断し、決定いたします。

- (v) 社外役員については、個々の選任理由を招集通知に記載しております。

社外役員以外の取締役については、現時点では招集通知に個人別の経歴のみを記載しており、個々の選任理由に代えさせて頂いております。

なお、取締役を解任する場合は、招集通知において、その理由を都度開示いたします。

【補充原則 3-1 ① 付加価値の高い記載による情報開示】 **Comply**

上記の情報開示（法令に基づく開示を含む）に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。

その考えに基づき、株主をはじめステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては平易かつ具体的な記載を行うとともに、非財務情報の開示を積極的に進めるなどして、付加価値の高い情報開示に努めております。

【補充原則 3-1 ② 英語での情報開示・提供の推進】 **Explain**

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報開示について、英語での開示・提供を行うべきである。

当社は、株主総会招集通知の英訳等の英語での情報開示・提供は行っておりませんが、今後、情報開示の充実の観点から、外国人株式保有比率や費用対効果等を考慮し、英訳での情報提供及びその必要な範囲を検討してまいります。

【補充原則 3-1 ③ サステナビリティの取組みの情報開示】 **Comply** **開示原則**

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みである TCFD またはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

当社は、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、サステナビリティへの取り組みは経営戦略の重要な要素であると認識しております。

CO2 排出削減の取り組みとして、2022 年 7 月に当社第 2 工場の屋上にソーラーパネルを設置いたしました。これにより、年間約 74,000Kwh を発電することになり、年間で約 34 t の CO2 削減につながります。製品パッケージの一部においては、サトウキビ由来のボトルやリサイクル PET のフィルムを採用し、バイオマスインクで印字しております。また、フードロス削減の取り組みとして、一部製品に、通常であれば捨ててしまう部位（残渣）を活用した原料を用いております。外国人の人材育成としては、日本語学校において言語教育、職場では技術提供を行っております。将来は、彼らが海外で事業を展開することにより、現地で雇用を促進する等、貢献したいと考えております。環境保全、地域社会への貢献としては、グループ会社が行う、三保松原の保全活動「三保松原 3 Rings プロジェクト」に参画し、毎週土曜日に、1 時間程度、三保松原の清掃活動を行っております。

【原則 3－2. 外部会計監査人】 **Comply**

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社は、外部会計監査人は、専門的かつ独立した立場から開示情報を監査し、財務情報に信頼性を付与することで、開示情報の信頼性を担保する役割を担う者として、株主や投資家に対して責務を負っているものと認識しています。

この考えに基づき、当社は、外部会計監査人に対して、開示情報の信頼性を担保し得る専門性と独立性を求めるとともに、外部会計監査人の適正な監査が行えるよう監査等委員会や経理部門等の関連部門と連携し、適正な監査日程や適切な監査体制を確保しています。

【補充原則 3－2① 監査役会による外部会計監査人の評価】 **Comply**

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

- (i) 外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っております。
- (ii) 外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。
なお、現在の当社外部会計監査人であるあおい監査法人は、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しております。

【補充原則 3－2② 監査の品質確保のための取締役会及び監査役会の対応】 **Comply**

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人から CEO・CFO 等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

- (i) 外部会計監査人と事前協議を実施の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しております。
- (ii) 外部会計監査人から要請があれば、代表取締役をはじめ各取締役等との面談時間を設けております。

- (iii) 会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査等委員との連携を確保しております。また、外部会計監査人と内部監査部門との直接的な連携がとれる体制を整えており、随時必要な情報交換や業務執行状況について確認を行い、外部会計監査人が必要とする情報等のフィードバックを行っております。
- (iv) 代表取締役の指示により、各担当取締役が中心となり、調査・是正を行い、その結果報告を行う体制を確立しております。また、監査等委員は、常勤監査等委員が中心となり、内部監査部門や関連部門と連携をとり、調査を行うとともに、必要な是正を求めています。

■第4章 取締役会等の責務

【基本原則4 取締役会等の責務】 **Comply**

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は、監査等委員会設置会社を採用しており、社外取締役（監査等委員）2名を選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築し、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務（1）】 **Comply**

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

取締役会は、当社の経営戦略や経営計画等の基本方針について、社外役員を交え、自由な意見交換のもとで議論しております。また、当社の事業推進にあたり、対処すべき社会的課題について、その対処方法等についても検討しております。

【補充原則4-1① 経営陣への委任範囲の明確化と概要の開示】 **Comply** **開示原則**

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、法令及び定款に基づき、「取締役会規程」、「職務権限規程」を定めております。それぞれの規程により取締役会決議事項、職務権限基準等を定め、経営陣に対する委任の範囲を明確に定めております。

【補充原則4-1② 中期経営計画のコミットメント】 **Explain**

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

当社は、中期経営計画を策定しておりませんが、株主総会及び半期ごとの決算説明会等において、中長期的な経営戦略について説明を行うとともに、その資料をホームページに掲載する等して、株主や投資家の理解促進に努めております。

【補充原則４－１③ 最高経営責任者の後継者計画の監督】 Explain

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者の計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

最高経営責任者の選定は、最も重要な戦略的意思決定であり、後継者計画の策定は、重要な項目と認識しております。現在、具体的な策定は行っておりませんが、当社を取り巻く環境や置かれた状況の変化、掲げた戦略の進捗等を勘案した内容となるよう計画的に議論を重ねてまいります。

【原則４－２．取締役会の役割・責務（２）】 Comply

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実効される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

取締役会は、業務執行の執行責任を負う経営陣からの提案活動は、会社の活性化・会社の持続的な成長に不可欠なものと認識しており、方法や形式に拘束されることなく随時受け入れることとしております。また、取締役会で承認した提案内容の実行は、各事業分野の担当取締役等が中心となり、その実行責任を担っております。

経営陣の報酬については、2023年11月28日開催の第43期定時株主総会において、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しており、これによりインセンティブ付けを行っております。

【補充原則４－２① 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合の設定】 Explain

取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観的・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

取締役（監査等委員を除く）の報酬については、取締役会で一任された代表取締役会長が、株主総会において承認された報酬枠の範囲内において、業績、各取締役の会社への貢献度などを総合的に勘案し、報酬額を決定しております。

中長期的な業績と連動する報酬として、ストックオプション制度を導入しておりますが、現金報酬と自社株報酬との割合を設定するまでには至っておりません。

【補充原則４－２② サステナビリティの取組みの基本方針・監督】 Comply

取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。

また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

当社は、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、サステナビリティへの取り組みは経営戦略の重要な要素であると認識しております。

【原則 4－3. 取締役会の役割・責務（3）】 **Comply**

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

当社は、代表取締役会長が中心となり、各取締役とのヒアリング結果や業績等に基づき、取締役の評価を行っております。

また、ネガティブな情報もポジティブな情報も公正に開示するため、重要なリリース内容は情報取扱責任者が確認を行い、必要に応じて取締役会へ報告を行っております。加えて、情報の正確性・適時性を確保するため、社内及びグループ会社からの報告体制を構築しております。

さらに、関連当事者との利益相反取引が生じる場合は、取締役会にて審議を行い、社外取締役の意見を求めるとともに、その取引の状況等については、適宜報告を求めています。

【補充原則 4－3① 経営陣幹部の公正かつ透明性の高い選解任】 **Comply**

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い、適切に実行すべきである。

当社は、経営陣幹部の選解任については、会社の業績等の評価を踏まえ、独立性の高い社外取締役が、取締役会において積極的に関与することで、公正かつ透明性の高い手続きを確保しております。

【補充原則 4－3② 客観性・適時性・透明性ある手順による最高経営責任者の選解任】 **Comply**

取締役会は、CEO の選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続きに従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えた CEO を選任すべきである。

当社は、代表取締役の選解任は当社における最も重要な戦略的意思決定であると認識しております。独立性の高い社外取締役が、取締役会において代表取締役の選解任に積極的に関与することで、公正かつ透明性の高い手続きを確保しております。

【補充原則 4－3③ 最高経営責任者を解任するための客観性・適時性・透明性ある手順の確立】 **Comply**

取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEO がその機能を十分に発揮していないと認められる場合に、CEO を解任するための客観性・適時性・透明性ある手続きを確立すべきである。

代表取締役の解任については、独立性の高い社外取締役が、取締役会において代表取締役の評価や続投可否の判断に関与することで、公正かつ透明性の高い手続きにより行われるようにしております。

【補充原則4－3④ リスク管理体制の整備】 **Comply**

内部統制や先を見越した全社的リスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであり、取締役会はグループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。

当社のリスク管理体制は、法的な面では管理本部及び会長室が主体となり、必要に応じ顧問弁護士に指導を受けております。

【原則4－4. 監査役及び監査役会の役割・責務】 **Comply**

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切ではなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社の監査等委員会は、会社法に定める独立の機関として、会社法に定める取締役の業務の執行の監査を行っております。監査等委員は、監査基準及び監査計画に従い、取締役会等の重要会議に出席し、また、代表取締役等と定期的に会合を行い、取締役の職務執行を監査しております。取締役の職務執行に対する監査等の役割・責務を果たすにあたっては、その受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うとともに、不祥事の防止等の守りの機能だけでなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会において適切に意見を述べております。

【補充原則4－4① 監査役会の高い実効性の確保と社外取締役の連携】 **Comply**

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社の監査等委員は、2名が社外取締役であり、常勤監査等委員とともに監査等委員会を構成しております。社外取締役である監査等委員の強固な独立性と、常勤監査等委員の高度な情報収集力とを有機的に活かして、当社の健全で持続的な成長を損なうおそれのある事象の未然防止等に努めております。

【原則4－5. 取締役・監査役等の受託者責任】 **Comply**

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

株主からの受託者責任を果たし、会社や株主共同の利益を高めるため、情報公開を最も重要な経営課題の一つであると認識し、各ステークホルダーへの情報発信や対話を通じて、ポジティブまたはネガティブであるにかかわらず、各ステークホルダーが必要とする情報提供を行っております。

また、社外取締役を2名選任し、社外や株主の視点から、会社や株主共同の利益を高めるよう、取締役の業務執行の監督や経営計画への意見等を行っております。

【原則4－6. 経営の監督と執行】 **Comply**

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社は、経営の監督体制を強化するため、2020年11月より監査等委員会設置会社へ移行しております。

現在、社外取締役2名を選任し、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見を行うことで、実効性の高い経営の監督体制を確保しております。

【原則4－7. 独立社外取締役の役割・責務】 **Comply**

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、独立社外取締役を活用し、適切にリスクコントロールを行うことが重要であると認識しております。

独立社外取締役は、専門的な知識と豊富な経験や外部からの視点に基づき、独立した中立な立場から、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見及び取締役や主要株主等との利益相反取引の監督等を行っております。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】 **Comply**

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。

また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

現在、当社における独立社外取締役（監査等委員）は、1名の選任となっております。当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため独立社外取締役の活用は重要であると認識しており、今後につきましては、増員を検討してまいります。

なお、1名の独立社外取締役は取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

【補充原則 4－8① 独立社外者の情報交換・認識共有】 **Comply**

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

現在、当社における独立社外取締役は、1名の選任となっておりますが、取締役会における審議・報告事項について、自身が持つ専門的な知識と豊富な経験から外部からの視点に基づき、忌憚のない意見を述べるなどして、取締役会の議論の活性化に貢献しております。

独立社外取締役及び社外取締役は、取締役会以外でも、適宜意見交換を行い、必要に応じて、代表取締役に説明や改善を求めたり、助言を行うなどして、会社の持続的成長と企業価値の向上に取り組んでおります。また、監査等委員会の委員として、共通認識を高めることで、監督機能の向上を図っております。

【補充原則 4－8② 独立社外取締役の経営陣・監査役との連携】 **Comply**

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

現在、当社における独立社外取締役（監査等委員）は、1名の選任となっておりますので、その者が筆頭独立社外取締役となっております。筆頭独立社外取締役として、経営陣や監査等委員、監査等委員会との連携・調整にあたる体制を整備しております。

【補充原則 4－8③ 支配株主からの独立性】 **Comply**

支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。

当社は、現時点において、支配株主を有しておりませんので、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置しておりません。

【原則 4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】 **Comply** **開示原則**

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社は、独自の独立性判断基準は策定しておりませんが、東京証券取引所が定める独立性基準を準用し、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者を、独立社外取締役として選任しております。

【原則 4－10. 任意の仕組みの活用】 **Comply**

上場会社は、会社法が定める機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は監査等委員会設置会社であり、社外取締役2名（監査等委員全員）が取締役会において、経営上の重要課題について積極的に関与し、活発な議論が行われており、公正かつ透明性の高い体制が整備されております。

【補充原則4-10① 指名・報酬に関する社外取締役の関与・助言】 Explain

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。

特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

当社は、独立社外取締役を1名選任しております。取締役会の過半数に達してはおりませんが、独立社外取締役及び社外取締役は、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。指名委員会・報酬委員会等の諮問委員会を設置してはおりませんが、指名・報酬等の重要な事項については、取締役会等において適切に関与・助言、判断を行っております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】 Comply

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社は、取締役会においては、2022年11月より女性の取締役を1名選任しております。グループ全体として、事業の規模や内容を踏まえ、知識・経験・能力等、全体としてのバランスに配慮し、女性の管理職登用や外国籍の人員を積極的に活用しております。

また、監査等委員については、3名のうち2名が財務・会計に知見を有しており、1名が法務に知見を有しております。

取締役会全体としての実効性に関する分析・評価は、明文化してはおりませんが、取締役会の運営内容、決議事項、独立社外取締役の役割・機能等について随時検討を行い、取締役会の機能向上を図っております。

【補充原則4-11① 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方】 Explain 開示原則

取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

当社の取締役会は、当社の各業務の分野に精通した社内取締役及び高度な専門知識を有した社外取締役で構成されております。取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス等に問題ないものと考えておりますが、スキル・マトリック

スの導入や具体的な方針等については、今後検討してまいります。

【補充原則４－１１② 取締役・監査役の兼任状況】

Comply

開示原則

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

当社は、取締役（監査等委員を含む）の責務が十分に果たされるよう、各取締役（監査等委員を含む）に対して定期的に兼任状況の確認を行っております。各取締役（監査等委員を含む）の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

現在、各取締役（監査等委員を含む）においては、当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。

（株主総会招集通知：<https://www.ams-life.co.jp/ams/irdoc-3>）

【補充原則４－１１③ 取締役会全体の実効性の分析・評価】

Comply

開示原則

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

取締役会は、毎年度、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果及び課題について共有しております。当年度における取締役会全体の実効性の分析・評価結果の概要につきましては、以下のとおりとなります。

<取締役会全体の実効性の分析・評価結果の概要>

当社取締役会は、当年度の取締役会全体の実効性の分析・評価について、取締役会の経営機能・監督機能・社外取締役の活動と貢献、取締役の選任プロセスの客観性とシステム化、組織トップのリーダーシップ等の観点から確認した結果、概ね良好に構築・運用されており、現時点で大幅な改善に着手すべき事項はないものと評価しております。

当社は、ステークホルダーの皆様に一層ご満足いただけるよう、並びに将来起こり得る事業環境の変化にも対応できるよう、取締役会全体の実効性の更なる向上に努めてまいります。

【原則４－１２．取締役会における審議の活性化】

Comply

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

社外取締役は、自身の高い専門的な知識と豊富な経験や外部からの視点に基づき、取締役会において意見を述べるとともに、必要に応じて改善提案等を行っております。

社外取締役以外の取締役についても、取締役会に上程された審議事項や報告事項について、意見や指摘を行うなどしております。

【補充原則４－１２① 取締役会における審議の活性化のための取扱い】

Comply

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること

- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

取締役会は、月1回の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確認しております。

取締役会の審議事項に関する資料・情報は、審議の内容に応じて、会日に十分に先立って、取締役（常勤監査等委員を含む）は社内イントラネットにて、社外取締役は電子メール等にて提供しており、出席者が議題の内容を十分に理解した上で、取締役会で審議できるよう事前準備の機会を提供しております。

適切な事前準備に加え、取締役会にて議題内容の詳細説明を行った上で、審議に十分な時間を費やすことにより、形式的な審議を排除し、実質的な審議を行うことを取締役会運営の基本としております。

【原則4-13. 情報入手と支援体制】 **Comply**

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

取締役（監査等委員を含む）は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門や担当取締役へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門や担当取締役は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。また、会長室が取締役会事務局として、取締役（監査等委員を含む）の情報入手などの支援を行うこととしております。

また、社外取締役（監査等委員）の職務を補助する専従人員は置いておりませんが、会長室、内部監査室、管理本部の社員が、社外取締役（監査等委員）による指示業務を優先して対応することとしております。

【補充原則4-13① 会社からの必要な情報の入手】 **Comply**

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

取締役は、適切な意思決定を行うため、自身が保有する情報に不足がある場合は、取締役会事務局である会長室や関連する部門へ情報や資料の提供を求めています。なお、社外取締役が適切なリスクテイクを支援できる体制として、当社では業務執行の意思決定に必要な情報を社外取締役が適宜入手できるよう、取締役会に担当責任者が適宜出席し、案件の説明と質問への回答の機会を確保しております。

監査等委員は、取締役や内部監査室と連携し、監査を行うにあたって必要となる情報収集を行うとともに、収集した情報に不足がある場合は、常勤監査等委員が中心となり、取締役や関連する部門へ説明、必要とする情報や資料の提供を求め、取締役及び監査等委員から要請を受けた部門は、適宜情報や資料を提供しております。

【補充原則4-13② 外部専門家の助言の入手】 **Comply**

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

業務遂行上、第三者の意見や視点が必要と判断される案件については、弁護士やコンサルタント等の外部専門家を積極的に活用し、検討を行っております。

それに伴い生じる費用は、取締役（監査等委員を含む）の請求等により社内規程に基づき、当社にて負担しております。

【補充原則4－13③ 内部監査部門と取締役・監査役との連携の確保】 **Comply**

上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

内部監査室における監査結果及び社員へのヒアリングにより把握された業務執行や執行状況に関する問題点等は、適宜取締役（監査等委員を含む）へ報告がなされております。報告された問題点等については、取締役会や監査等委員会から担当部署へ改善指示がなされ、速やかに改善を行っております。

また、取締役会事務局が窓口となり、社外取締役（監査等委員）の指示を受けて、社内との連絡・調整を行い、各部門が常時、社外取締役（監査等委員）からの依頼を受けられる体制を整えております。

【原則4－14. 取締役・監査役のトレーニング】 **Comply**

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

当社は、取締役（監査等委員を含む）全員を対象として、社内で開催する学習会への出席や、第三者機関による外部研修の受講等を推奨し、教育を受ける機会を必要に応じて設けております。加えて、社外取締役に対しては、当社の重要行事への参加や業務執行に係る社内会議へ出席等を通じて、当社の事業等の知識を習得できる機会を提供しております。

取締役（監査等委員を含む）は、それらの機会を活用しながら、自己の役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めております。なお、その費用については、取締役（監査等委員を含む）の請求等により社内規程に基づき、当社にて負担しております。

【補充原則4－14① 取締役・監査役としての必要な知識等の取得】 **Comply**

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

取締役（監査等委員を含む）全員を対象として、コーポレートガバナンス、事業倫理、危機対応及び組織マネジメント等をテーマとした学習会を必要に応じ、継続的に実施しております。就任の際には、コーポレートガバナンス研修を実施しております。加えて、社外取締役に対しては、当社の重要行事への参加や業務執行に係る社内会議へ出席等を通じて、当社の事業等の知識を習得できる機会を提供しております。

【補充原則4－14② 取締役・監査役のトレーニングの方針】 **Comply** **開示原則**

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

取締役（監査等委員を含む）に対しては、社内で開催する学習会への出席や、第三者機関による外部研修の受講等を通じて、教育を受ける機会を必要に応じて設けております。加えて、社外取締役に対しては、当社の重要行事への参加や業務執行に係る社内会議へ出席等を通じて、当社の事業等の知識を習得できる機会を提供することを基本方針としております。

この基本方針につきましては、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

■第5章 株主との対話

【基本原則5 株主との対話】 Comply

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しております。

そのため、代表取締役会長をトップとするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けるなど、株主や投資家からの取材にも積極的に応じております。

なお、2020年1月以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、WEB会議等を利用して、適宜、国内外の機関投資家と対話を行っております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】 Comply 開示原則

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、以下の方針を策定しております。

- ・当社のIR活動は、代表取締役会長をトップとし、会長室をIR担当部署としております。
- ・機関投資家に対する対話として、決算説明会を年2回（第2四半期、期末）開催し、代表取締役会長が説明を行っております。また、機関投資家からのミーティングの要望等についても、随時、代表取締役会長、取締役会長室長が対応しております。これらの対話を通じて得られた投資家の皆様のご意見等は、代表取締役会長、取締役会長室長が必要に応じ、取締役会に報告しております。
- ・個人投資家に対する対話として、ホームページに経営理念や事業内容、業績等を掲載しているほか、電話・ホームページのお問い合わせフォームよりご質問、ご意見を受け付けております。
- ・対話に際してのインサイダー情報の管理については、内部者取引管理規程を定めており、遵守するとともに、関係者を交え、事前に対話内容の擦り合わせを行っております。

【補充原則5－1① 株主との対話の対応者の合理的な範囲】 **Comply**

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むことを基本とすべきである。

株主との対話（面談）の対応は、会長室にて行っております。

また、株主の希望や、面談を行う株主の所有株式数に応じて、代表取締役会長や取締役会長室長が面談に対応しております。

【補充原則5－1② 株主との建設的な対話を促進するための方針】 **Comply**

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- （i）株主との対話全般について、下記（ii）～（v）に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- （ii）対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- （iii）個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取組み
- （iv）対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- （v）対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社は、代表取締役会長をトップとし、会長室、経理部、総務部等のIR活動に関連する部署間で、日常的に連携を図っております。

投資家からの電話取材やミーティング等のIR取材は、会長室にて積極的に受け付け、対応しております。

アナリスト・機関投資家向けには、決算説明会を年2回（第2四半期・期末）開催し、代表取締役会長が説明を行っております。また、個人投資家に向けては、ホームページに経営理念や事業内容、業績等の情報提供を行っております。

また、投資家との対話の際は、決算説明会やIRミーティングを問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上にかかわる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しております。

【補充原則5－1③ 株主構成の把握】 **Comply**

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

毎年2月末及び8月末時点における株主名簿について、株主名簿上の株主構成を把握するとともに、実質的に当社の株式を所有する株主の調査を実施し、実質の株主の把握を行っております。

【原則5－2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】 **Comply**

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社は、中期経営計画を策定しておりませんが、単年度の目標値を決算短信及び当社ホームページ等で開示しております。合わせて、決算説明会や株主総会等を通じ、目標達成に向けた具体的な施策を説明しております。

なお、将来の業績への影響が予想される事項等の各種情報は、TDnet 及び当社ホームページ等にて適時開示を行っております。

【補充原則5－2① 事業ポートフォリオの基本方針・見直し】 Explain

上場会社は、経営戦略等の策定・公表に当たっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべきである。

毎期2回、決算説明会において、経営戦略を公表、説明しております。事業ポートフォリオに関する基本的な方針や見直しの状況について、検討してまいります。

以上